

学校いじめ防止基本方針

リオデジャネイ日本人学校（令和4年4月作成）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう絶対に許されない行為であり、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであり、その背景は多種多様なものがある。

いじめの根絶に向けて、本校では 教師と児童生徒、児童生徒同士、教師と保護者の人間関係を土台とし、「自他の生命と人権を尊重し、ねばり強くたくましい心豊かな児童生徒」の育成をめざすとともに、いじめを生まない環境を構築し、全ての児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進していく。

本校では、全教職員がいじめの問題に対する意識を高め、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいく。そのために、日常的に人権教育の実践や、児童と共にいじめ撲滅のための運動や活動を重ねる「土壌づくり」、早期発見のための調査活動や相談活動等の「対応」、発生した事案に対して保護者と連携し真摯にその解決に向けて努力を尽くす「対処」の3視点を基本とし、いじめ防止に係る基本方針をここに定める。

I いじめ防止のための対策に関する本校の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは「いじめ防止対策推進法」第2条で定めたとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の心情に寄り添い、その立場に立って行うことが必要である。

2 いじめの基本認識

いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう努めることが必要である。いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘がある。近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿になっていること、一方で、遊び半分のものも多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われている。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となる。

- いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある。
- いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- いじめが解消した状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされてる状態とする。

①いじめに係る行為がやんでいること。（少なくとも3カ月が目安）

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

（被害児童生徒本人及びその保護者と面談確認）

ただし、いじめ行為が止んでいる期間や被害児童生徒に対する支援については、学校の設置者又は学校いじめ対策委員会で個々の事案を総合的に判断し、決定するものとする。

II 学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）

1 構成員

校長、教務、児童生徒指導担当、該当児童生徒担任

2 役割

- (1) いじめの相談・通報を受ける
- (2) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有
- (3) いじめ事案発生時の指導・対応方針の決定
- (4) いじめ防止に関わる児童生徒の主体的な活動の推進
- (5) いじめ防止基本方針の点検・見直し

3 開催時期

月2回、職員会議後を基本とするが、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態収束まで随時開催とする。

III いじめの未然防止に向けた取組

1 教職員の日常の取組

- (1) 全教育活動を通して学習指導・生活指導を心掛け、学級や学校が児童生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障する。
- (2) 児童生徒一人ひとりが活躍し、互いを認め合い、心のつながりを感じることのできる「絆づくり」に取り組むことにより、自己有用感・自尊感情を育む。

- (3) 児童生徒一人ひとりが好ましい人間関係を築くことができるように、コミュニケーション能力等の育成に努め、明るく健全な学級・学校の雰囲気づくりに努めるとともに、情報社会の一員としての自覚を持って、適切に行動する態度を身に付ける。
- (4) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、道徳・学級活動・総合的な学習の時間及び体験活動等の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団行動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度等の道徳性を育む。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、その啓発及びその他必要な処置として児童生徒が自主的に行う児童生徒会活動に対する支援を行う。
- (6) 保護者やその他関係者と連携を図り、いじめ防止に社会全体で取り組む教育環境を整備する。
- (7) 日頃よりきめ細かい児童観察に努め、いじめの背景にある、子どもたちが抱えている不安や人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む。

2 児童生徒の自主的な取り組み

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらった行事や日常の活動、委員会の取組を推進する。
- (2) 委員会活動において「いじめ問題」を意識的に取り上げ、意見交換などに取り組む。

3 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校HPや学校通信等で家庭に周知する。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者に道徳や特別活動等の授業を公開する。

4 教職員研修

- いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの未然防止等に関する教職員の資質向上を図る
- (1) いじめの問題に関わる校内研修会
 - (2) いじめ問題への取組における自己診断

IV いじめの早期発見に向けた取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒、あるいは保護者が相談しやすいよう、日頃から児童生徒及び保護者との信頼関係を築くよう心掛ける。
- (2) 日常の観察においては、いじめ行為の発見だけではなく、児童生徒の表情や行動の変化にも留意する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後においても児童生徒の様子に目を配るよう努める。

- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめであっても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

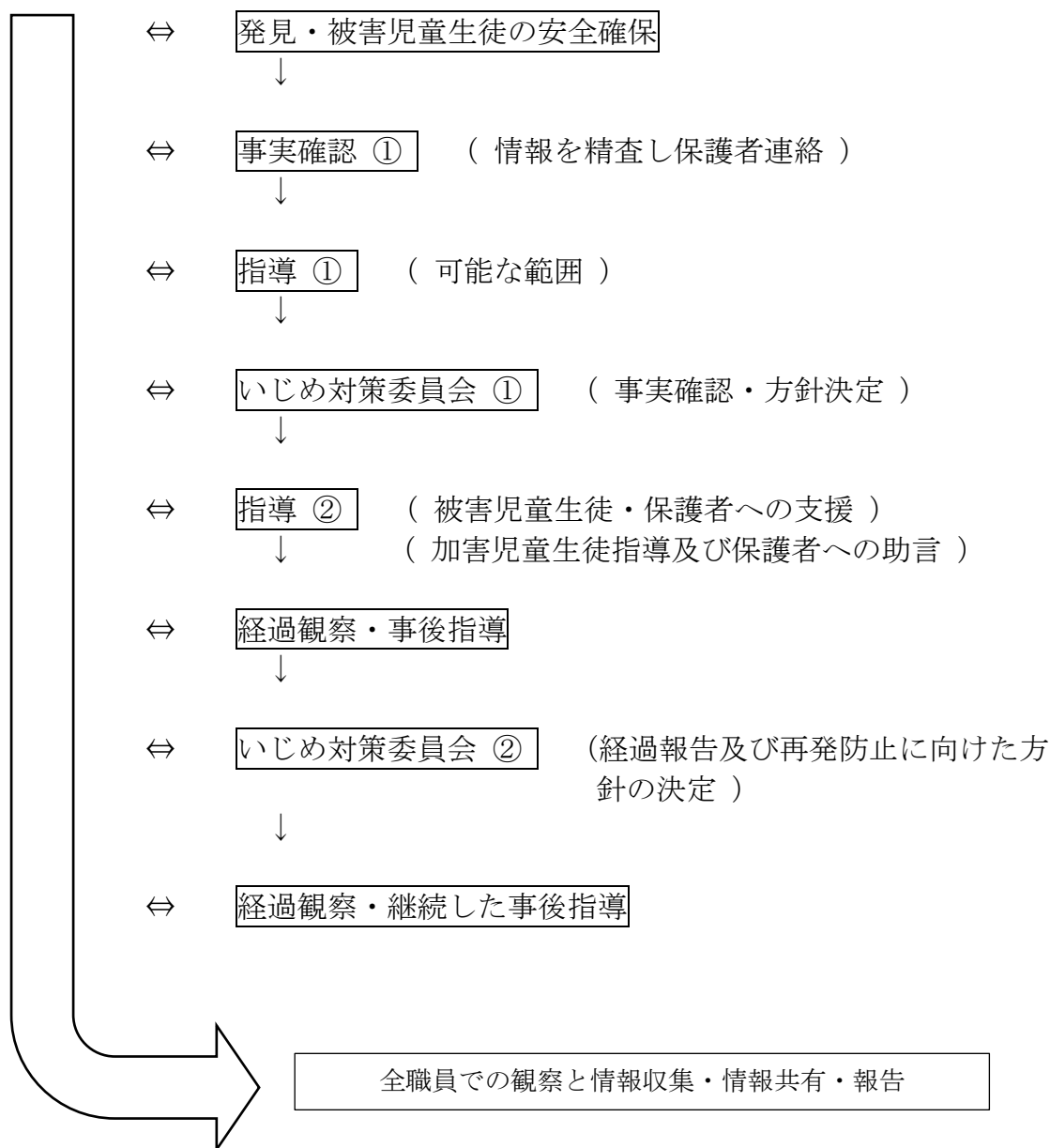
- (1) 児童生徒を対象にしたアンケート調査
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査
- (3) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査

V いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) 被害児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、加害児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にある。
- (3) いじめの問題解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) いじめが発生した当該集団に対しても適切な指導を行い、全ての児童生徒に自分の問題として「いじめ」を捉えさせ、いじめ根絶の意識を浸透させる。
- (5) 教職員全ての共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応す。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応（概要。それぞれの事案に対して適切に対応）



3 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童生徒の命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関に情報を提供し、適切な援助を求める。
- (3) スマートフォン、タブレット、携帯ゲーム機等による児童生徒のインターネット利用について、「保護者の責任」を保護者にしっかりと認識させ、家庭の協力を得る。

VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

〈想定する事案〉

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

- (2) いじめにより児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 重大事態が発生した場合、速やかにリオデジャネイロ日本人子弟教育会及び文部科学省に報告する。
- (2) 児童生徒から、「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

・・・リオデジャネイロ日本人子弟教育会、文部科学省の指導・支援のもと、以下通り対応する。

- (1) 重大事態に係る詳細を明確するための調査については、「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果をリオデジャネイロ日本人子弟教育会及び文部科学省に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査よって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供を行う。※関係者の個人情報に配慮する。
- (6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向に配慮した上で、説明会等により適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■リオデジャネイロ日本人子弟教育会が調査の主体となる場合

・・・子弟教育会の指示のもと、資料提出など調査に協力する。

VII 学校評価・学校運営改善

1 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

○日常の児童生徒理解を基盤とした、いじめの未然防止・早期発見に関わる取組について

○いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応について

2 校務の効率化

教職員が児童生徒とじっくりと向き合い、いじめの防止策に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、校務の効率化を図る。

Ⅷ いじめ防止に関わる年間計画

| 月 | 内 容 | 備考 |
|-----|--|-----------------------|
| 4月 | ○新年度職員会議 ○方針・組織・計画の確認 ○家庭への方針の周知 ○児童生徒理解 ○PTA総会 | いじめ対策委員会開催 ○児童生徒理解 |
| 5月 | ○教育相談（いじめ）アンケート① ○教育相談 ○学級懇談会 | いじめ対策委員会開催 ○児童生徒理解 |
| 6月 | ○運動会取組中の児童生徒観察 | いじめ対策委員会開催 ○児童生徒理解 |
| 7月 | ○個別懇談 | いじめ対策委員会開催 ○児童生徒理解 |
| 8月 | ○長期休業明けの児童生徒観察 | いじめ対策委員会開催 ○児童生徒理解 |
| 9月 | | いじめ対策委員会開催 ○児童生徒理解 |
| 10月 | ○文化祭（学習発表会）取組中の児童生徒観察 ○教育相談（いじめ）アンケート② | いじめ対策委員会開催 ○児童生徒理解 |
| 11月 | ○教育相談○宿泊教室取組中の児童生徒観察 ○年度末反省 ○人権週間 | いじめ対策委員会開催 ○児童生徒理解 |
| 12月 | ○個別懇談 | いじめ対策委員会開催 ○児童生徒理解 |
| 1月 | ○学校評価アンケート ○教育相談（いじめ）アンケート③ | いじめ対策委員会開催 ○児童生徒理解 |
| 2月 | ○教育相談 ○年度末反省を受け、いじめ対策委員会で協議 ○新年度計画 ○個別懇談 | いじめ対策委員会開催 ○児童生徒理解 |
| 3月 | ○次年度に向けて引継ぎ | いじめ対策委員会開催 ○児童生徒理解 |